

「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」について

1. ガイドラインの趣旨

海事産業基盤強化法による改正後の船員法・船員職業安定法及び「船員の働き方改革の実現に向けて」（以下「令和2年とりまとめ」という。）を踏まえて、船員の労働時間の状況の把握・管理並びに労務管理上の適切な措置などの船員の労務管理に係る船舶所有者、労務管理責任者及び船長の役割・責任等を明らかにするもの。

2. ガイドラインの適用範囲

船員法上の労働時間規制の対象となる船員（派遣船員を含む。）が乗り組む船舶を対象。

3. ガイドラインの主な記載項目（概要）

1. ガイドラインの趣旨（上記1）	
2. ガイドラインの適用範囲（上記2）	
3. 船員の労働時間の状況の把握・管理	
(1) 労務管理記録簿の備置き及び船員の労働時間の状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・記録簿の作成・備置義務の内容について（改正船員法（以下「法」）第67条第1項） ・船員の労働時間把握義務の内容（法第67条第3項）
(2) 把握すべき船員の労働時間について（詳しくは次頁「4」に記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・船員の労働時間の考え方 ・労働時間該当性の判断要素 ・労働時間に該当する作業の例示 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <p>令和2年とりまとめⅢ1(1) 「船員の労働時間の範囲の明確化」</p> </div>
(3) 船員の労働時間の状況の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の状況の把握の方法（法第67条第3項）
4. 労務管理における船舶所有者、労務管理責任者及び船長の役割・責務等について	
(1) 船舶所有者の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者が構築すべき労務管理体制（記録簿、労務管理責任者、労務管理上の措置等）（法第67条及び第67条の2）
(2) 労務管理責任者の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理責任者の管理事項（記録簿の作成・備置き、船員の労働時間の状況の把握等）の内容・手順等（法第67条の2第2項） ・労務管理責任者の船舶所有者に対する意見の内容・手順（法第67条の2第2項）
(3) 船長の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> ・上記船舶所有者が構築する労務管理体制において、船舶の責任者として船長が担う役割・責任
5. 船員派遣関係における労務管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元事業者及び派遣先の船舶所有者による派遣船員の労働時間の把握及び労務管理体制（改正船員職業安定法第89条）

※ 上記の内容については、改正船員法及び改正船員法施行規則に基づく。

4. 「把握すべき船員の労働時間について」(概要)

(1) 船員の労働時間の考え方 (イメージは別添資料参照)

- 船員の労働時間とは、船員が職務上必要な作業に従事する時間(※1) (海員にあっては、上長の職務上の命令(※2)により作業に従事する時間に限る。)をいうこと(船員法第4条第2項)。
- 上記※1の「作業に従事する時間」には、実作業には従事していないものの労働からの解放が保障されていない場合も含まれること。
- 上記※2の「命令」には、明示の命令だけでなく、黙示の命令も含むこと。船長が船舶所有者との関係で、又は海員が上長との関係で、当該作業に従事することを余儀なくされている場合は、黙示の命令があるものと考えられること。
- 当該船員が就いている役職上担っている役割を果たすために従事する作業については、少なくとも黙示の命令に基づくものと考えられること。

(2) 船員の労働時間該当性の判断

- 船員の労働時間への該当性の判断に当たっては、当該作業の「職務性」及び当該作業への従事の「義務付け」の有無及びその程度を踏まえ、「職務上必要な作業に従事する時間(海員にあっては、上長の職務上の命令により作業に従事する時間に限る。)」と評価できるか否かを個別具体的に判断する必要があること。
- 当該作業の「職務性」については、当該船員が就いている役職上担っている役割や、当該作業の性質等を踏まえ判断すること。
- 当該作業への従事の「義務付け」については、明示の命令や船内慣習等による黙示の命令の有無等を踏まえ判断すること。

(3) 労働時間に該当する時間の例示

〈労働時間に該当する時間の例〉

- 実作業には従事していないものの、上長からの命令により、開始時刻は未定であるが作業可能になり次第、直ちに実作業を開始できるように指定場所で待機した時間
- 上長の命令により、司厨業務を担当していない船員が、専ら自分以外の船員のための供食作業(調理、食材の買出し、献立作成等)に従事した時間
- 上長の命令により、職務に必要な研修に参加した時間

〈労働時間に該当しない時間の例〉

- 船内の自室で自由に過ごすことができる時間
- 上長からの従事禁止の命令に従わずに当直時間外に行った作業に要した時間

以上